

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

令和4年3月10日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、令和3年7月26日付で公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に基づき、「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）上の「公開買付け」の定義に関する見直し提案について、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果として、外国証券規則上の「公開買付け」の定義を明確化することは、規則の適用関係を明らかにし、協会員が顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合に必要な外国証券規則第3条第9項規定の手続きへの対応漏れを防ぐ観点からも有益と考えられることから、外国証券規則の一部を改正することとした。

あわせて、現在は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを受注する場合には、必ず売付約諾書を書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）により徴求する必要があるところ、外国証券の公開買付けでは極めて短い申込期間が設定されることから、そのような場合であっても顧客の売却機会及び協会員のフィジビリティを確保するため、所定の事項について顧客に説明を行い、当該顧客から口頭又は書面の方法により承諾を得た場合には受注を可能とするよう、同規則の一部を改正することとした。

II. 改正の骨子

1. 「外国証券の公開買付け」の定義の明確化

「外国証券の公開買付け」について、「不特定かつ多数の者に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うこと」と定義する改正を行う。（第2条第1項第18号）

2. 売付約諾書の徴求方法の見直しについて

協会員が顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合において、現行の売付約諾書の徴求に代えて、所定の事項について顧客に説明を行い、当該顧客から口頭又は書面の方法により承諾を得た場合には受注を可能とするよう、改正を行う。（第3条第9項）

3. その他所要の改正

その他、上記に伴う所要の改正を行う。（第4条及び第32条第2項第2号）

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和4年3月10日から施行する。

○ 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 公社債・金融商品部 (TEL 03-6665-6772)

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

令和4年3月10日

(下線部分改正)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～17 (現行どおり)</p> <p>18 外国取引</p> <p>外国証券(外国投資信託証券を除く。)の売買注文を外国の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引及び外国証券の公開買付け(不特定かつ多数の者に対し、<u>外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うことをいう。以下同じ。</u>)に対する売付けを取り次ぐ取引をいう。</p> <p>19～22 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2～8 (現行どおり)</p> <p>9 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、<u>次の各号に掲げる事項について説明を行い、当該顧客から口頭又は書面の方法により承諾を得なければならない。</u></p> <p>1 <u>当該公開買付けが、金商法の規定によ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～17 (省 略)</p> <p>18 外国取引</p> <p>外国証券(外国投資信託証券を除く。)の売買注文を外国の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引並びに<u>外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の公開買付けに対する売付け</u>を取り次ぐ取引をいう。</p> <p>19～22 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p>9 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、<u>当該顧客から、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出を受けなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>る手続きを経て行われるものでないこと</u></p> <p>2 <u>協会員の定めた日時以後は、当該売付けの申込みの取消しを行わないこと</u></p> <p>3 <u>公開買付けに対する売付けの対価の額（申込み時点において対価の額が決定していない場合には、対価の額の決定方法）</u></p> <p>4 <u>買付者による買付予定数量</u></p> <p>5 <u>公開買付けの成立条件及び買付予定数量を超える売付けの申込みがあった場合の取扱い</u></p> <p>6 <u>約定日の取扱い</u></p> <p>7 <u>売却代金の支払予定日及び売却代金が外貨により支払われる場合の取扱い</u></p> <p>8 <u>公開買付けに対する売付けの申込みを行った外国証券について、協会員の承諾なく別途の売却を行わないこと</u></p> <p>9 <u>公開買付けに対する売付けの申込みに係る手数料の取扱い及び売却代金に係る課税上の取扱い</u></p> <p>10 <u>前各号に規定のない事項については、買付者の定める公開買付けに係る規定及び約款の規定に従うこと</u></p> <p>（約款等による処理）</p> <p>第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及び当該外国証券の保管等については、約款又は前条第9項の規定により顧客に説明を行い、承諾を得た内容に従って処理しなければならない。</p> <p>（電磁的方法による書面の交付等）</p> <p>第32条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代え</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（約款等による処理）</p> <p>第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及び当該外国証券の保管等については、約款又は<u>外国証券の公開買付けに対する売付約諾書に定めるところにより処理</u>しなければならない。</p> <p>（電磁的方法による書面の交付等）</p> <p>第32条 （ 省 略 ）</p> <p>2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代え</p>

新	旧
<p>て、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 第3条第9項に規定する<u>書面</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和4年3月10日から施行する。</p>	<p>て、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第3条第9項に規定する<u>公開買付け</u> <u>に対する売付約諾書</u></p>

以 上